

大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱の施行に伴う
事業者からの「誓約書」の提出について

大阪府住宅供給公社は、平成24年4月1日施行の大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公社工事その他の公社の事務事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団密接関係者の入札、契約からの排除を徹底します。

公社工事等の受注に際し、当公社と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。

具体的な内容は、下記のとおりです。

記

1. 対象

- ・全ての契約(工事、測量・建設コンサル、委託、役務、物品購入)を対象とし、契約金額が500万円以上となる事業者(元請負人及び下請負人等〔資材・原材料等の納入業者を含む。〕)

2. 様式

- ・元請用、下請用のとおり。

3. 提出時期

- ・元請負人は、契約の締結時に公社へ提出していただきます。
- ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に徴収し、下請負者(委任者)通知書とともに公社へ提出していただきます。

4. 誓約書を提出しない場合に対する措置

- ・元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しません。

5. 誓約書の内容に違反した場合に対する措置

- ・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して、違約金を徴収します。

6. 誓約違反の措置を適用する範囲

- ・契約締結前、契約期間中にかかわらず誓約書の内容に違反した事実が発生した場合措置します。(ただし、契約締結前で、契約までに改善された場合を除く)

7. 施行日

- ・平成24年4月1日(施行日以降、新たに当公社と契約を締結する事案について適用)

(元請用)

事業名 : _____

誓 約 書

私は、大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）が大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公社工事その他の公社の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、公社工事等の受注に際して、大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第(4)、(5)号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第(4)、(5)号に掲げる者の該当の有無を確認するため、公社から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が公社から大阪府及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると公社及び大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社及び大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例等に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第(8)号に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を公社に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると、公社及び大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社及び大阪府の調査により判明し、公社から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

大阪府住宅供給公社理事長 様

平成 年 月 日

- ・ 所在地
- ・ 事業所名
- ・ 代表者
- ・ 代表者の生年月日

印

(参考)

大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱(抜粋)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(同号ウにおいて「利益の供与」という。)をした者
 - ウ 同号イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - オ 事業者で、次に掲げる者((ア)に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は同号ア、イ、ウ、エのいずれかに該当する者のあるもの
 - (ア) 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - (イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - (ウ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - (エ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
 - カ 同号ア、イ、ウ、エ、オのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公社工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者
- (8) 下請負人等 下請負人(公社工事等に係るすべての請負人又は受託者(契約相手方を除く。)をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)及び契約相手方又は下請負人と公社工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。)をいう。

(下請用)

事業名 : _____

契約の相手方 : _____

誓 約 書

私は、大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）が大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公社工事その他の公社の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、公社工事等の受注に際して、大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第(4)、(5)号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第(4)、(5)号に掲げる者の該当の有無を確認するため、公社から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて公社へ提出され、公社から大阪府及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると公社及び大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社及び大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例等に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第(8)号に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を公社に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると、公社及び大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社及び大阪府の調査により判明し、公社から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

大阪府住宅供給公社理事長 様

平成 年 月 日

- ・ 所在地
- ・ 事業所名
- ・ 代表者
- ・ 代表者の生年月日

印

(参考)

大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱(抜粋)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(同号ウにおいて「利益の供与」という。)をした者
 - ウ 同号イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - オ 事業者で、次に掲げる者((ア)に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は同号ア、イ、ウ、エのいずれかに該当する者のあるもの
 - (ア) 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - (イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - (ウ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - (エ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
 - カ 同号ア、イ、ウ、エ、オのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公社工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者
- (8) 下請負人等 下請負人(公社工事等に係るすべての請負人又は受託者(契約相手方を除く。)をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)及び契約相手方又は下請負人と公社工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。)をいう。

誓約書の提出に関するFAQ（公社工事等）

（誓約書の提出範囲）

Q 1 誓約書の提出は、契約金額が500万円以上の元請負人だけでなく、下請契約金額（資材・原材料等の納入契約金額）が500万円以上の下請負人等（納入業者、2次下請等を含む）についても必要なのでしょうか。

- 全ての契約（工事、測量・建設コンサル、委託、役務、物品購入）を対象として、契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等については、誓約書の提出が必要です。

ただし、契約の相手方（元請負人等）が契約する自ら製造する物品等を納入する製造業者については、誓約書を提出する必要はありません。

（数度の契約の場合）

Q 2 500万円未満の取引では誓約書は必要ないとされていますが、数度に分けて注文、納品を行う場合、500万円以上の取引になった下請負人等（納入業者、2次下請等を含む）も誓約書の提出が必要なのでしょうか。

- 同一案件における次の場合には、その契約金額の総額が500万円以上であれば、誓約書の提出が必要です。

- ・ 同一業者が複数回受注する場合
- ・ 複数現場の一括契約、資材の一括購入をする場合

（元請負人の確認）

Q 3 元請負人は、下請負人が契約した契約金額500万円以上の契約をどのようにして把握すればよいのでしょうか。

- 下請負人等からの誓約書の徴収については、それぞれの契約関係において、契約書及び誓約書に基づき、その提出を求めるものであり、契約金額が500万円以上のものについては、元請負人を通じて公社に提出しなければなりません。

下請負人が下請負人等を使用する場合は、その下請負人の責任で誓約書を提出するよう、元請負人として下請負人を指導してください。

（提出先・提出時期）

Q 4 元請負人や下請負人の誓約書は、いつ、どこに出せばよいのでしょうか。

- 入札公告や入札説明書に誓約書の提出時期、提出先が記載されているので、よく確認してください。

- 原則として契約の締結時に提出することとなります。

- 下請負人の誓約書は、元請負人が下請負人と下請負契約を締結する際に提出させ、元請負人が提出先に速やかに提出しなければなりません。誓約書を提出しない下請負人とは契約しないようにしてください。

(誓約書の不提出と元請負人のペナルティー)

Q5 下請負人等が誓約書を提出しない場合は、元請負人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

- 下請負人等が誓約書（契約金額500万円未満を除く。）を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。
- しかし、既に契約している下請負人等から誓約書の提出がないことが判明した場合は、元請負人として下請負人等に対して、誓約書を提出するように指導し、指導しても提出しないというときは、誓約書の提出先へ報告をお願いします。

(下請負人が暴力団密接関係者だったときの元請負人のペナルティー)

Q6 下請負人が誓約書の内容に違反した場合は、元請負人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

- 下請負人が誓約書に違反（暴力団密接関係者と判明）した場合は、当該下請契約を解除しなければなりません。また、公社として、違反者と契約を行っていた元請負人等から事情聴取を行うこととなります。

この際、誓約書を提出させているなど元請負人として問題がなければ、元請負人との契約を解除することはありません。ただ、今後の対応について、元請負人に対して注意喚起を促すこととなります。

- 契約解除については、いままでの取扱いと変わらず、公社が元請負人に下請負人との契約解除を指導し、指導に従わなければ、元請契約を解除することとなります。指導を受けた際にスムーズに下請契約を解除できるように、下請契約を締結するときは、公社と同様に契約書に当該契約の解除条項と下請負人が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項を盛り込むようにしてください。